

報告事項ウ

教育審議会「次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育の在り方について－本県における中高一貫教育の在り方について－」の答申について

教育審議会「次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育の在り方について－本県における中高一貫教育の在り方について－」の答申について、別紙のとおり報告します。

平成20年6月19日

鳥取県教育委員会教育長 中永 廣樹

次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力
ある本県高等学校教育の在り方について
－本県における中高一貫教育の在り方について－

(第一次答申)

平成20年6月16日

鳥取県教育審議会

平成20年6月16日

鳥取県教育委員会

委員長 山田修平様

鳥取県教育審議会

会長 重政好弘

次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育
の在り方について 一本県における中高一貫教育の在り方について—
(第一次答申)

本審議会は、平成19年7月17日付けで諮問のあった標記事項について、
慎重に審議した結果、別紙の結論を得たので、ここに答申します。

目 次

はじめに	-----	1
1 導入の意義	-----	2
2 教育理念等について		
(1) 教育理念		
(2) 目指す教育		
3 設置形態について		
4 設置地区・時期等について	-----	3
(1) 設置校数		
(2) 設置地区		
(3) 設置時期		
(4) 通学区域		
(5) その他		

鳥取県教育審議会 第一次答申

次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力 ある本県高等学校教育の在り方について —本県における中高一貫教育の在り方について—

はじめに

中高一貫教育は、中学校と高等学校の6年間を接続し、幅広い年齢の生徒と一緒に学校生活を送り、6年間を通じて計画的・継続的な教育を実践することで、生徒の個性や能力を伸ばそうとする制度であり、平成9年6月の中央教育審議会第二次答申の提言を踏まえ、平成10年6月学校教育法等が改正され、制度化された。

その後、全国で設置校は増加を続け、平成19年度には、公立中高一貫校は149校を数えるまでになっている。

本県では、平成14年12月、中高一貫教育校検討委員会（県企画部所管）から「生徒の学びの要望に十分に答えられる、スーパーハイスクール鳥取版中高一貫教育校」、「一人ひとりが学ぶ喜び・生きる喜びを感じることでできる中等教育学校」の2タイプの学校の設置を求める提言がなされた。

その後、県教育委員会においては、平成15年10月の鳥取県高等学校教育審議会答申を受け、平成16年度に鳥取県中高一貫教育検討委員会を設置して検討を行い、以下のような内容を取りまとめた。

（教育理念）

- ・日本や世界でリーダーとして活躍のできる人材の育成をめざす
- ・高いレベルでの学びの意欲を高めつつ、個性の伸長を図る
- ・自然体験や社会体験、様々な交流などを通して、広い視野や豊かな人間性、コミュニケーション能力などの育成をめざす

（設置形態）

- ・併設型が望ましい

（設置時期・場所）

- ・平成18年度以降、なるべく早期に、東部と中部に設置するのが望ましい

ところが、平成16年11月、湯梨浜町（旧東郷町）において私立中高一貫校が設置認可されたため、県教育委員会では当面、その動向を見守ることになり、現在に至った。

平成19年7月、鳥取県教育審議会は、鳥取県教育委員会委員長より、「次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育の在り方について」諮問を受けた。審議に際しては、以上のような検討の経緯も踏まえ、まず中高一貫教育の在り方について、平成16年度の鳥取県中高一貫教育検討委員会の検討のまとめをたたき台としながら集中的に審議を行った。今回、その成果を第一次答申として、ここにまとめるものである。

1 導入の意義

中高一貫教育は、中学校と高等学校の6年間を一体的にとらえ、ゆとりを持ちながら計画的・継続的な教育活動を行うことで、生徒の個性や能力を伸長することができる制度であり、全国的にも設置が進んでいるところである。

本県において、今後も児童・生徒数は減少が見込まれ、学校規模等の縮小が避けられない中であっても、生徒や保護者が、既存の中学校や高等学校と中高一貫校を比較検討した上で選ぶことができるよう、学校選択の幅を拡大することが大切である。

現在、県内には既に私立中高一貫校2校が開校しているが、公立においても中高一貫校の設置を求める県民の声も強いことから、できるだけ早期に設置することが望ましいと考える。

2 教育理念等について

(1) 教育理念

現在の社会では、かつてない急速かつ激しい変化が進行しており、一人一人が主体的・創造的に生き抜いていくために、生きる力を育むことが教育に求められている。

特に、本県が設置を目指す中高一貫校においては、ますますグローバル化する社会の中で、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などを身に付け、本県はもとより、日本や世界でリーダーとして活躍できる、高い能力を持つ人材を育成する。

(2) 目指す教育

教育理念に示す人材を育成するため、「知」「徳」「体」のバランスをとりながら、高いレベルの学びを実現する。

ア 生徒の進路希望の実現に向けて、自ら学び、自らの能力を高め、自己実現を目指す意欲や態度を養い、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それらを活用し、さらに発展させた思考力・判断力・表現力等を育成する。

イ 様々なテーマに基づく探求活動に取り組み、探求心、発想力や創造力、課題解決能力等を養うとともに、本県の自然や歴史・文化、産業への理解を深めることを通して、本県への誇りや愛着と、社会の一員として主体的に行動する意識や態度を養成する。

3 設置形態について

先の教育理念を効果的に実現するためには、中学校と高等学校を一貫した計画的、継続的な教育活動を行うことにより、生徒のさまざまな力を育成することが必要である。

また、高校入試のない6年間の学校生活となることから、多様な人間関係を維持するとともに、生徒同士が互いに切磋琢磨することにより高い学習意欲を維持できるよう、高等学校入学段階で他の中学校からも生徒を受け入れる。

したがって、設置形態としては、既存の普通学科の県立高等学校に県立中学校を設置する、併設型の中高一貫校が望ましいと考えられる。

ただし、併設型の高等学校にあっては、併設した中学校あるいは他の中学校のいずれからの入学者でもスムーズに高等学校の学習に入っていけるよう教育課程等について配慮するとともに、それぞれからの入学者の人間関係等に関してきめ細かに配慮すべきである。

4 設置地区・時期等について

(1) 設置校数

県立中高一貫校は、当面、県内に1校設置することとし、さらに設置するかどうかについては、設置後の成果と課題を確認し、県の財政状況などを勘案して、中学生や保護者、県民の意向等を踏まえて、改めて検討する。

(2) 設置地区

東部地区又は中部地区への設置が望ましいが、設置地区の決定に当たっては、次のような意見があることを踏まえて検討することが必要である。

ア 中部地区と西部地区には、既に私立中高一貫校が開校されていることから、東部地区への設置が望ましいとする意見。

イ 全県的な通学の利便性の観点から中部地区への設置が望ましいとする意見。

(3) 設置時期

中高一貫校は、できるだけ早期に設置することが望ましいが、小学校の進路指導や、中学校の学級規模および学校の在り方などに影響が及ぶことも懸念されるため、市町村教育委員会および小中学校関係者等とも十分に連携しながら検討を進めることが必要である。

(4) 通学区域

新たに設置する県立中学校は、設置校が1校であること、また、県立高等学校の通学区域は既に県全域となっていることから、通学区域を県全域とすることが望ましい。

(5) その他

ア 設置校の選定に当たっては、学校の熱意や設置地区以外からの通学生の利便性にも配慮することが必要である。

イ 寮の設置を望む意見もあるが、中学生はあくまで自宅から通学し、家族と一緒に生活する中で学校生活を送ることが適当であるとの意見もあり、寮の設置は望ましくないと考える。

ウ 国立、私立等、県立以外で設置の動きがある場合には、配慮が必要である。

(附属資料)

目 次

I 諮問文、委員名簿及び審議経過 等

1	諮問文	1
2	審議の観点	3
3	今後の県立高等学校の在り方部会 委員名簿	4
4	審議経過	5
5	鳥取県教育審議会条例	6

II 関係資料

1	鳥取県の中高一貫教育に関する検討の経緯	9
2	鳥取県中高一貫教育検討委員会の検討概要	10
3	パブリックコメント（平成19年12月）	11
4	中高一貫校の設置に係るパブリックコメント結果について	12
5	「鳥取県における中高一貫教育の在り方」に関する調査（教育関係者） ...	14

III 答申骨子

1 諮問文

諮 問

鳥取県教育審議会

下記の事項について諮問します。

平成19年7月17日

鳥取県教育委員会

委員長 山 田 修 平

記

次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育の在り方について

- 1 社会が変化する中において「知」「徳」「体」の育成を大切にし社会の要請に応えることができる魅力ある高等学校教育の在り方
- 2 生徒減少期における今後の高等学校の在り方

諮問理由

平成14年6月、県教育委員会は、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化や生徒の多様化等に対応するため、「次代を担う生徒を育成するための活力ある本県高等学校教育の在り方」について鳥取県高等学校教育審議会に諮問し、平成15年10月に答申をいただきました。

現在、この答申に基づき、原則として大規模な再編成は実施せず、これまで取り組んできた一連の教育改革の流れの定着を図るとともに、時代や社会の変化に速やかかつ柔軟に対応することができるように、計画期間を概ね3年で区切りながら学科改編等に取り組んでいるところです。

この間、学校評価や教職員評価・育成制度の全校実施、読書教育やキャリア教育、環境教育の推進など、学校の自立を目指した新たな制度の導入や、学校を取巻く様々な課題の解決に向けた教育活動の充実に取り組んできたところです。しかし、一方で、いじめや不登校など人間関係に悩む生徒の増加や規範意識の低下、また、学力向上や特別支援教育への期待など、新たな教育課題やニーズも生じてきています。

また、今後も中学校卒業者の減少は続く見通しであり、学校の一層の小規模化は避けられず、特に専門学科においては一部学科の存続が危惧されるなど、生徒の学習ニーズへの対応はもとより、地域産業への影響も懸念されます。

このような状況にあって、県教育委員会では、これからの時代を生きる本県の生徒に対し、自らの目標の実現に向かって主体的に生きていくことのできる力を育成するとともに、社会で求められる創造性や協調性、豊かな人間性を育むことが必要であると考えます。そのためにも、本県の高等学校の一層の魅力づくりとともに、今後とも活力ある教育活動を維持できるよう、長期的な展望に立った今後の高等学校の在り方の検討が必要です。

については、これらの諸課題に対応し、今後の本県高等学校教育の充実を図るため、鳥取県教育審議会条例第3条第1項の規定により、標記の事項について諮問します。

2 審議の観点

鳥取県教育審議会「今後の県立高等学校の在り方」部会 審議の観点

【背景】

- ・ 前回の高校改革（平成8年高教審答申、平成10～16年度実施）
 - 学校の再編成も含む大規模な改革、キーワードは「生徒の個性の伸長、教育の多様化」
 - ・ ・ それ以前の、学校は維持し学級減を中心とする対応から転換
- ・ 現在の改革（平成15年高教審答申、平成18～23年度実施中）
 - 前回の大規模改革の定着を図りつつ、生徒減には学校を維持し学級減等で対応
- ・ 次回の改革（今回の審議対象。平成20年答申予定、平成24～30年度実施予定）
 - 現行どおり、学校を維持し学級減等で対応するか、学校の再編成も視野に入れるか学級定員をどうするか、などの方針決定が必要
 - ・ ・ 依然続く生徒減少により小規模化する学校・学科、一部学科に存続の危惧

【諮問事項】

次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育の在り方について

- 1 社会が変化する中であって「知」「徳」「体」の育成を大切にし社会の要請に応えることができる魅力ある高等学校教育の在り方
- 2 生徒減少期における今後の高等学校の在り方

【諮問の観点】

- 1 社会が変化する中であって「知」「徳」「体」の育成を大切にし社会の要請に応えることができる魅力ある高等学校教育の在り方
 - (1) 「知」「徳」「体」の育成を大切にした魅力ある高等学校教育の在り方
 - (2) 社会の要請に応えることができる今後の高等学校教育の在り方
 - (3) 自立し活力に満ちた高等学校の在り方
- 2 生徒減少期における今後の高等学校の在り方
 - (1) 活力に満ち特色ある教育活動を展開するための適正な学校規模と学級定員の在り方
 - (2) 社会の変化、生徒や保護者及び地域のニーズに対応するための学科・コースの在り方
 - (3) 本県における中高一貫教育の在り方

3 「今後の県立高等学校の在り方部会」 委員名簿

任期：平成19年7月26日から平成21年7月25日
 (審議会委員は平成18年8月1日から平成20年7月31日)

分野	氏名	所属・職名等	備考
学識経験	重政 好弘	鳥取大学学長補佐	審議会委員
	松本 典子	鳥取短期大学教授	審議会委員
中学校	石谷 充	鳥取県中学校長会長	
高等学校	小田原利典	米子東高等学校長	
	松本 清治	倉吉総合産業高等学校長	
	橋本代里子	青谷高等学校教頭	審議会委員
私立学校	生田 雅彦	米子北斗高等学校長	審議会委員
	坂根 徹	湯梨浜学園理事長	
中学校 PTA	森下 妙子	鳥取県 PTA 協議会副会長	審議会委員
高等学校 PTA	池成 幸吉	鳥取県高等学校 PTA 連合会長	
	追谷奈緒子	米子高等学校 PTA 監事	
学校評議員	岡田美恵子	岩美高等学校学校評議員	
経済・産業界	金田 昭	鳥取県産業振興機構理事長	
	川上 一郎	J A次世代支援対策会議 食農教育アドバイザー	
	永田 寿子	アザリアコートこうほうえん 教育研修部長兼理事	
	来田 裕子	桜や建築設計工房	
市町村教委	永田 武	琴浦町教育長	

4 審議経過

開催日	会議名	主な議事内容等
平成19年 7月17日	第1回 審議会	諮問
8月 1日	第1回部会	諮問事項全般
10月 4日	第2回部会	2 生徒減少期における今後の高等学校の在り方 (3) 本県における中高一貫教育の在り方 1 社会が変化する中であって「知」「徳」「体」の育成を大切にし社会の要請に応えることができる魅力ある高等学校教育の在り方 (1) 「知」「徳」「体」の育成を大切にしたい魅力ある高等学校教育の在り方
11月15日	第3回部会	2 生徒減少期における今後の高等学校の在り方 (3) 本県における中高一貫教育の在り方 1 社会が変化する中であって「知」「徳」「体」の育成を大切にし社会の要請に応えることができる魅力ある高等学校教育の在り方 (1) 「知」「徳」「体」の育成を大切にしたい魅力ある高等学校教育の在り方 (2) 社会の要請に応えることができる今後の高等学校教育の在り方
12月20日	第4回部会	2 生徒減少期における今後の高等学校の在り方 (3) 本県における中高一貫教育の在り方 1 社会が変化する中であって「知」「徳」「体」の育成を大切にし社会の要請に応えることができる魅力ある高等学校教育の在り方 (2) 社会の要請に応えることができる今後の高等学校教育の在り方
12月19日 ～1月21日		パブリックコメントの実施
平成20年 2月15日	第2回 審議会 (第5回部会)	審議状況の中間報告(部会と合同開催) 第1次まとめ(本県における中高一貫教育の在り方)と諮問事項1の全般について
5月 日		第一次答申(本県における中高一貫教育の在り方)

5 鳥取県教育審議会条例

平成18年3月28日
鳥取県条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項(スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条第5項の規定に基づき条例で定めることとされる事項を含む。)を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 学校教育、生涯学習、青少年教育、スポーツ、文化芸術等の振興を図るため、鳥取県教育審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項(スポーツ振興法第18条第3項の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。以下同じ。)について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、教育委員会又は知事に建議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第8条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、次条第1項の規定により置かれる分科会及び第11条第1項の規定により置かれる部会の議事について準用する。

(分科会)

第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。
学校運営分科会	1 公立学校等の運営に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 2 公立学校等の教職員評価に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
生涯学習分科会	1 生涯学習の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 2 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 3 青少年教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 4 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 5 体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 6 スポーツの振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 7 文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。

- 2 前項の表の左欄に掲げる分科会に属すべき委員及び臨時委員は、教育委員会が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、当該分科会に属する委員のうちからあらかじめ分科会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平19条例1・一部改正)

(部会)

第11条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定による任命及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(鳥取県産業教育審議会条例等の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 鳥取県産業教育審議会条例(昭和26年鳥取県条例第51号)
 - (2) 鳥取県スポーツ振興審議会条例(昭和37年鳥取県条例第14号)
 - (3) 鳥取県教育課程審議会条例(昭和40年鳥取県条例第8号)
 - (4) 鳥取県高等学校教育審議会条例(昭和48年鳥取県条例第28号)
 - (5) 鳥取県生涯学習審議会条例(平成3年鳥取県条例第15号)

附 則(平成19年条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

II 関係資料

1 鳥取県の中高一貫教育に関する検討の経緯

1. 中高一貫教育校検討委員会

- 事務局：企画部企画振興課
- 検討内容：本県にふさわしい中高一貫教育校の在り方の具体的検討
(県民代表による「21世紀をひらく人づくりの施策懇話会」の提案を受け)
- 検討期間：H14.6.14～H14.11.28(5回)
- 提言内容：H14.12 鳥取県知事・教育長に次の1・2の内容を提言

	提言 1	提言 2
概要	学びの要望に応えられる中高一貫教育校の創設(スーパーハイスクール鳥取版)	学ぶ喜び・生きる喜びを感じる中等教育学校の創設(生徒の個性や力量に対応した主体的学習を育む学校)
方針	理数教育、語学教育に特化 各種検定の活用(漢検、英検、数検)	基礎的学習を中心としたテーマ学習 生徒の自主・自立の精神を育てる
進路	進学	進学、就職
形態	併設型中高一貫校(県立または公設民営)	中等教育学校(県立または公設民営)
設置	H17開校を目指す	H17開校を目指す

2. 鳥取県高等学校教育審議会

- 審議内容：「次代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育の在り方」の審議事項の1つとして「本県における中高一貫教育校の在り方」について審議
- 検討期間：H14.6.4～H15.10.15(11回)
- 答申内容：H15.10.20 鳥取県教育委員長に答申
「中高一貫教育校の設置は初等中等教育における選択肢の拡大につながるだけでなく、様々な人材育成という課題にも幅広い視点での対応が可能となることもあり、メリット、デメリットを十分に勘案して検討する必要がある。」(中高一貫教育該当部分)

3. 鳥取県中高一貫教育検討委員会 ……鳥取県高等学校教育審議会答申を受けて設置

- 事務局：県教育委員会高等学校課
- 検討期間：H16.5.7～H16.10.8(5回)
- まとめの内容
 - ・教育理念：ハイレベルな学習と、体験による人間性の向上によるリーダー育成
 - ・設置形態：併設型(特例的教育課程の適用、中・高の学級数の弾力的な設定が可能)
 - ・設置場所：東部と中部への設置が望ましい(西部は、S63に私立米子北斗が開校済)
中部は交通の利便性が高い等、全県の視点から設置しやすい環境にあるが、私学の動向を踏まえる必要あり
 - ・設置時期等：平成18年度以降なるべく早期に、意欲のある高校への導入が望ましい

4. その後の状況

- 中部地区に私立湯梨浜中学校・高等学校が設置されたため(H16.11設置認可、H18.4開校)、当面、その動向を見守ることとして現在に至る。

2 鳥取県中高一貫教育検討委員会の検討概要

1 検討事項

- ▶ 本県における中高一貫教育校の必要性や在り方について
- ▶ 中高一貫教育校を設置した場合の期待される効果や課題について
- ▶ 中高一貫教育校を設置した場合の教育理念について
- ▶ 設置した場合の設置形態、設置場所について

2 検討日程

開催日	会議名	主な議事内容等
平成16年 5月 7日	第1回委員会	本県における中高一貫教育校の必要性や在り方について
平成16年 6月22日	第2回委員会	中高一貫教育校の設置した場合の期待される効果や課題について
平成16年 7月23日	第3回委員会	中高一貫教育校を設置した場合の教育理念について
平成16年 9月 6日	第4回委員会	設置した場合の設置形態、設置場所等について
平成16年10月 8日	第5回委員会	検討委員会のまとめについて

3 検討のまとめ

項目	まとめ
教育理念	<ul style="list-style-type: none"> ○ これからの時代に、世界や日本でリーダーとして活躍のできる人材の育成をめざす。 ○ 高いレベルでの学びの意欲を高めつつ、個性の伸長を図る。 ○ 自然体験や社会体験、様々な交流などを通して、広い視野や豊かな人間性、コミュニケーション能力などの育成をめざす。
設置形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育理念を実現するためには、「中等教育学校」か「併設型」がよいが、以下の理由から「併設型」が望ましい。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで進めてきた高校教育改革を基盤とし、改革の理念と連動させながら取り組んでいくことが可能。 ・既存の校舎等を有効に活用しながら、早期の設置が可能。 ・中等教育学校と同様に、教育課程の特例の適用が可能。 ・中学校と高校の学級数の弾力的な設定が可能。 ・経費を抑えて設置することが可能。
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもや保護者が県内のどこに住んでいても、公立の中高一貫教育を選択できるよう、県東部・中部・西部それぞれに設置すべきだが、以下の理由から「東部と中部に設置する」のが望ましい。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部地区においては、中高一貫教育校が設置されていない。 ・中部地区においては、私学の動向を踏まえる必要があるが、交通の利便性が高いなど、全県的な視点で公立の中高一貫教育校を設置しやすい環境にある。 ・西部地区においては、既に私学の中高一貫教育校が設置されている。
設置時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度以降、なるべく早期に設置するのが望ましい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意欲のある高校に導入するのが望ましい。

鳥取県における中高一貫教育の在り方について検討をしています。 ～県民の皆さんのご意見を募集します～

鳥取県教育委員会では、生徒や保護者の選択肢を増やすとともに、生徒に目的意識を持たせながらその能力を伸ばす上で有効な一つの方法として、下記のような教育理念、種類の県立中高一貫校の設置をめざして、県教育審議会において検討いただいています。
そこで、今回、その検討中の内容について、県民の皆さんからご意見をいただき、今後の取り組みに反映させていきたいと考えています。

【現在、このような中高一貫校を検討しています。次の3つの項目について、検討内容をもとに、ご意見をお寄せください。】

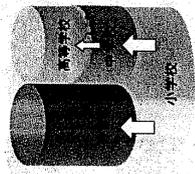
検討項目	検討内容
1 教育理念	○これからの時代に、日本や世界でリーダーとして活躍できる人材を育成する。 ○高いレベルの学びを通じて、生徒の学力の一層の伸長を図る。 ○さまざまな体験活動や研究活動、地域の方々との交流などを通して、広い視野や豊かな人間性、郷土への愛着、コミュニケーション能力などを育成する。
2 設置する種類	現在ある県立高校の敷地内に県立の中学校を設置する併設型の中高一貫校。
3 設置場所	未定（東部・中部・西部のどの地区がよいか。）

◎その他にも、ご意見等があれば、お聞かせください。

【参考】

中高一貫教育のねらい

・中学校と高等学校の6年間を接続し、計画的・継続的な教育によって一層生徒の能力を伸ばすとともに、幅広い年齢の生徒が一緒に活動することで、社会性や豊かな人間性を育成します。



現行の制度（平成17年度以降）

中高一貫教育校には3種類あります

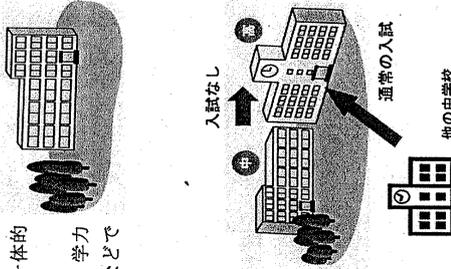
中等教育学校

・一つの学校において、6年間の一体的な教育を行います。
・中等教育学校の入学については、学力検査は行わず、面接や適性検査などで決定します。

併設型の中高一貫校

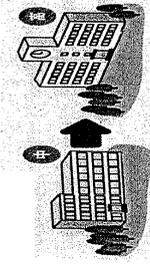
・すでにある県立高等学校に、新たに県立中学校を併設し、教育内容を接続します。
・中学校の入学については、学力検査は行わず、面接や適性検査などで決定します。

・併設する中学校から高等学校への入学については学力検査は行わず、他の中学校から入学する場合のみ、通常の学力検査を行います。



連携型の中高一貫校

・既存の市町村立の中学校と県立の高等学校など、異なる設置者による学校が、教育課程の編成や教員・生徒の交流などの連携を深める形で実施します。



※現在、鳥取県には、中部地区と西部地区に各1校、併設型の私立中高一貫校があります。

応募方法

ご意見・ご提案を記入の上、郵送・ファクシミリ・電子メールのほか、高等学校へ直接持参、県民室および各総合事務所県民局の意見箱への投函など、いずれかの方法でお寄せください。また、東・中・西部の各教育局でも応募できます。様式の指定はありません。

なお、分析の参考させていただいたため、差し支えなければ居住地域を記載してください。（例：鳥取市）

応募締切

平成20年1月21日（月）まで

意見募集のホームページ

<http://www.pref.tottori.jp/kyouiku/koukou/cyuuikouikkkan/ikenbosyuu1912/>

*県ホームページのほか、県庁県民室、各総合事務所県民局、各教育局にも資料を設置しています。

応募・問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地
県教育委員会事務局 高等学校課
 《電話》 0857-26-7517
 《ファクシミリ》 0857-26-0408
 《Eメール》 koutougakkou@pref.tottori.jp

4 中高一貫校の設置に係るパブリックコメント結果について

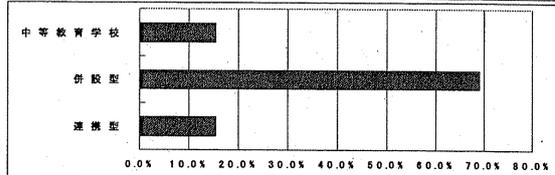
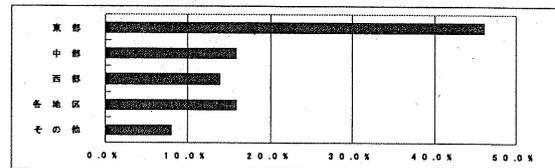
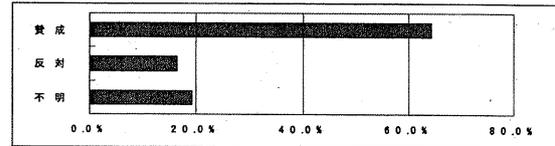
I 県民へのパブリックコメント

1 パブリックコメントの応募状況

- (1) 意見募集したテーマ
「鳥取県における中高一貫校の在り方について」
(2) 募集期間 12月19日(水)から1月21日(月)まで
(3) 応募状況 応募総数 140人

2 意見の概要

- (1) 中高一貫校設置について
賛成 90人(64.3%)
反対 23人(16.4%)
不明 27人(19.3%)
- (2) 設置場所について
東部 23人(46.0%)
中部 8人(16.0%)
西部 7人(14.0%)
各地区 8人(16.0%)
その他 4人(8.0%)
- (3) 設置形態について
中等教育学校 4人(15.4%)
併設型 18人(69.2%)
連携型 4人(15.4%)



3 主な意見

- (1) 設置に賛成の意見
- ① 計画的・継続的な教育について
- ・6年間を見通したカリキュラムが組め、計画的・継続的に生徒の学力を伸ばすことが可能。
 - ・リーダーとして活躍できる人材を育成するため、6年間じっくりと育て上げるべき。
- ② ゆとりある教育について
- ・子どもたちが自分の将来をじっくりと考え、目標のために自主的に努力していける。
 - ・中高一貫校は、6年かけて、子ども自身が試行錯誤を繰り返しながら、じっくり自分の将来と向き合うことのできる教育現場を実現できる学校となりえる。
- ③ 社会性・人間性の育成について
- ・6年間共に過ごすことで、生徒に一体感・連帯感等が生まれ、友情・絆を深めていきやすい。
 - ・リーダーには知識等はもちろんのこと、他者への共感や善悪の判断のできる心の涵養が大切。道徳や宗教に関する教養についても学びを深め、「知・徳・体」の育成に努めて欲しい。
- ④ 学力の向上について
- ・トップレベルの学力を引き上げるのに中高一貫教育は必要。
- ⑤ 選択肢の拡大について
- ・全県の中で、県立の中高一貫校が1カ所ぐらいあっても選択肢が広がり、よいのではないか。
- ⑥ 地域を担う人材育成について
- ・政治、経済、産業、地域社会の分野で、リーダーシップのとれる人材養成が必要。また、そういう学校ができると、県内の学校に刺激を与え、活性化につながる。
- ⑦ 専門教育や部活動について
- ・普通科だけでなく、工業や商業などの専門教科を学ぶ中高一貫校もあってもよい。
 - ・スポーツの分野において、中高一貫した指導で選手の力を伸ばして欲しい。
- ⑧ 教職員について
- ・中高一貫校の成功には、教師のたゆみない心配りが必要。校長をはじめ、管理職、教職員一同の高い見識と意欲が必要。
 - ・理念を共有できる優秀な教員構成が必要。優秀な職員を県外から招く等の対応も必要。

⑨設置形態について

- ・併設型の中高一貫校は、中等教育が分散されているので、中等教育学校をつくるのがよい。
- ・実績のある高校を活用する併設型が、一貫教育の効果を考えると最適ではないか。
- ・併設型は、高校段階で新規に入学する生徒が、学習内容の違いで適応し難いのではないか。
- ・生徒減の中で、費用対効果を考えると、連携型の中高一貫校にならざるを得ないが、それでは現在の枠組みの延長であり、期待されるような効果を得るのは難しい。
- ・中高一貫だけでなく幼稚園から高校まで一貫したシステムを作り、そこに研究機関として鳥取大学を入れてはどうか。

⑩設置場所・学校数等について

- ・私立の中高一貫校の経営を考慮するのであれば、東部地区にすべき。
- ・中部地区は、全県から通学しやすいという利便性がある。
- ・西部の進学校も基礎学力低下が否めないため、西部地区に設置すればプラスに働く。
- ・設置校が少ないと遠くからの通学が困難。東・中・西部に1校ずつ設置することが望ましい。

(2) 設置に反対の意見

①生徒や学校に格差を生む

- ・県民が望むのは、全ての子どもにしっかりと学力をつけること。一部の選ばれた子どもたちだけに体験学習や研究活動などの特別な教育をさせるのは納得がいかない。
- ・リーダーとして活躍できるという理念は、逆に、他の学校との間に格差を生じかねず反対。

②過度の受験競争の発生

- ・県立の中学校が新たに設置されると希望者が集中し、過度な競争が生まれるおそれがある。

③民間に任せるべき

- ・民間で経営できるだけのニーズがあるなら、民間で設立・運営すべき。

④その他

- ・既存の中学と高校の連携では、掲げられている教育理念が実現できないのか。現在進行中の高校改革の成果分析を示した後、改めて県民に問うべき。
- ・高校教育の在り方、低学力の生徒の生き方を模索する場のないことや不登校、非行、いじめなどの早急な解決を、まず考えるべき。
- ・生徒減の状況で中学校を新設すれば、既存の中学校は学級減が加速し、一貫校へ通う子どもが抜けて多様性を失う。また、県立中学の生徒・保護者は地元とのつながりも希薄になる。
- ・子どもの数が少ない中で中高一貫教育に取り組んでも、かえって勉学する上で刺激の少ない学校となりかねず、学力低下を招くことになる。

(3) 導入にあたり配慮を求める意見

- ・中高一貫校は、鳥取県の学力水準を上げるのにはよいが、教育は有名校への進学率だけで評価されるべきではない。
- ・目的意識を持った生徒と、そうでない生徒との学力差がさらに広がるのではないかと心配。
- ・6年間一緒に過ごすことで、閉鎖的になったり、長期間同じ生徒がいじめのターゲットにならないか。
- ・面接・適性検査だけでは、公平性、公正性に限界がある。適正な評価比率を設定し、漢字・計算・一般常識等の学力検査は実施した方がよい。
- ・少子化で今後子どもが減る中で新たに中高一貫校を設置すれば、既存の学校の統廃合が起こるのではないか。
- ・遠方からの子どものために、寮など宿舎の準備が必要。
- ・教育の機会均等をはかる意味からも、通学区域は県全域とすべき。
- ・普通科高校ばかりに焦点をあわせてはいないか。専門高校もしっかりと存続させて欲しい。
- ・他県、あるいは他の国で、中高一貫教育をしている成功例などをあげてもらわなければ、改革の必要性を感じられない。

4 今後の予定

いただいた意見は、鳥取県教育審議会における審議の参考とするとともに、今後の鳥取県中高一貫教育の検討に生かしていく予定。

5 「鳥取県における中高一貫教育の在り方」に関する調査(教育関係者)

1 調査内容

「鳥取県における中高一貫教育の在り方」についてのパブリックコメントの募集内容と同じ

2 調査期間

平成19年12月19日～平成20年1月21日 (県民へのパブリックコメントと同期間)

3 調査対象

県内全市町村(学校組合)立小・中学校、全県立高等学校、全市町村教育委員会

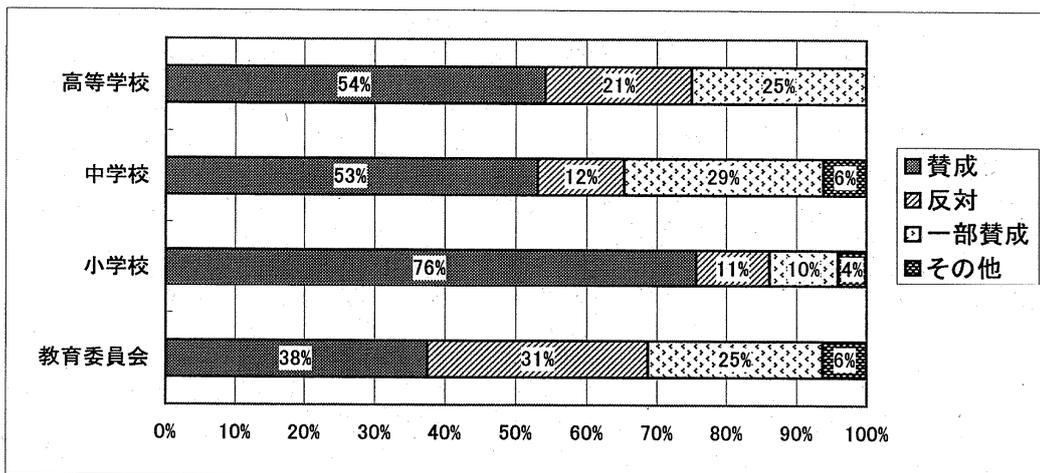
4 意見内容

(1) 教育理念について

審議会で検討中の案についての賛否

(審議会で検討中の案)

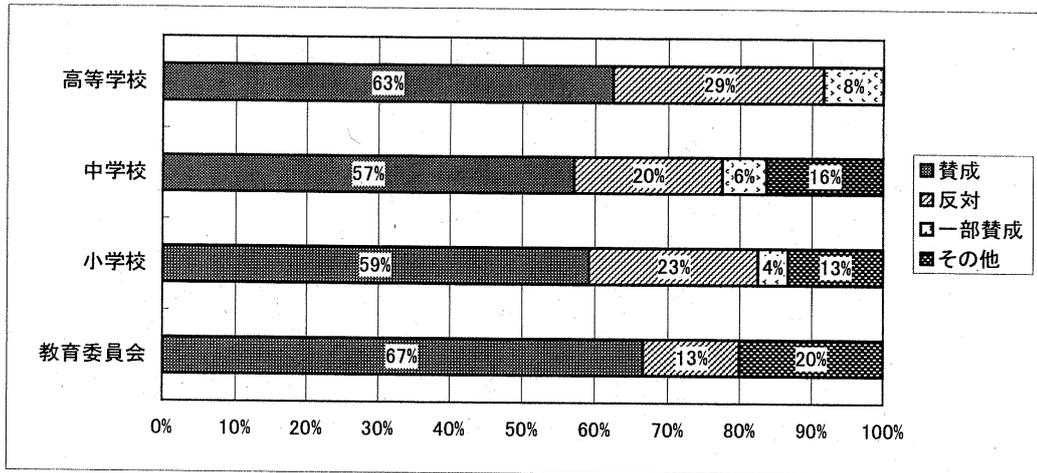
- ・これからの時代に、日本や世界でリーダーとして活躍できる人材を育成する。
- ・高いレベルの学びを通じて、生徒の学力の一層の伸長を図る。
- ・さまざまな体験活動や研究活動、地域の方々との交流などを通して、広い視野や豊かな人間性、郷土への愛着、コミュニケーション能力などを育成する。



(2) 設置する種類について

審議会で検討中の案についての賛否

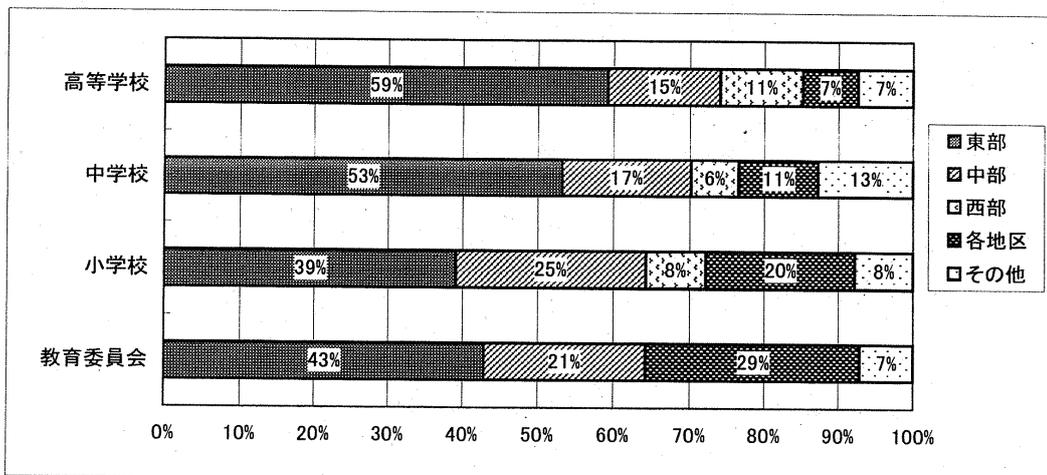
(審議会で検討中の案)
 ・現在ある県立高校の敷地内に県立の中学校を設置する併設型の中高一貫校。



(3) 設置場所について

審議会で検討中の案についての賛否

(審議会で検討中の案)
 ・未定(東部・中部・西部のどの地区がよいか。)



5 主な意見

〈教育理念〉

- 日本や世界、特にアジアのリーダーという理念のほうがよい。アジアでも活躍できる人材を育てるために、アジアの国の学校との国際交流を展開したらどうか。
- これからの教育は、世界で通用する教育という観点が必要。海外日本人学校に派遣された教員等の意見は重要。外国から日本を見るという観点が大切。

〈教育内容〉

- 知・徳・体を基本としつつ、礼儀や社会の規律を守ることや自主・自立の精神も培う。
- 困難な環境を与え、その中でも知的興味や関心を満たそうと努力する子どもを育てないとたくましい子は育たない。快適で楽な道を与えるだけの学校づくりにならないように。
- 中高一貫校でなければできない教育内容を明確にする必要がある。
- 社会人として、社会に貢献できるような学びのできる学校、本当に学びたい者が入学できる学校づくりを考えていきたい。
- やる気がリーダーを育てる。子どもたちの意欲が起きる教育課程の工夫が大切。
- 高校入試制度・大学入試制度が現在のままである限り、中学校の進路指導は高校進学に重きを置かざるを得ず、現在議論されている中高一貫校の目指す教育の実現は難しい。
- 専門高校の果たしてきた役割を重視し、さまざまな職種のプロを作るという視点を持ちながら進めて欲しい。
- スポーツに限らず、芸術分野でも中高一貫して連携して、優秀な指導者を高校へ配置して、一貫した指導をしていただきたい。
- 大学や研究施設等、知的雰囲気子どもたちを置くことが必要。

〈設置形態〉

- 生徒減が続いており、県立にこだわらず、私学経営にも配慮し、私学による設置や、県との共同出資による設置も視野に入れた検討も必要。
- 人口の少ない本県での設置は、他校への影響が心配。設立は、附属中学校の募集減あるいは廃止と一体で考えるべき。
- 教育予算が削減される中、中高一貫校を作るために費用と時間を使うより、まずは、現在の中学校と高等学校間の教育システムをさらに連携・充実させる方が大切。
- 西部と中部に私学の中高一貫校があるが、公立にこだわらずこれらの学校を活かすべき。
- 小中高一貫教育も模索してはどうか。
- 鳥取環境大学を県立化し教員養成講座を設置した上で、附属中高一貫校を新設する。県独自に教員養成が可能になれば、教員免許法改正に伴う研修や、退職教員の再任用などに対応できる。
- 鳥取大学との連携をはかって欲しい。

〈設置場所等〉

- 近年、進学実績が伸び悩んでいる高校を対象とし、県立学校としての実績を示すチャンスとする。

- 中高一貫校の設置に際して通学を考えると、日野郡は地理的に条件がよいとは言えない。
- 日野高校の将来について不安を感じており、特色を出し魅力ある高校にして頂きたい。

〈入学者選抜〉

- 面接や適性検査のみというのは、入学の判定が学力検査より曖昧になるように思う。
- 高い教育レベルが期待されるので競争が激化しそうだが、公平な選抜ができるのか。
- 高校受験を経験しない分、大学受験が相当プレッシャーになるのでは。配慮が必要。

〈人間関係〉

- 上級学校への入学という新鮮な気持ちと緊張感は、生活にメリハリをつけるし、新しい人間関係は人格形成に有意義。
- 中高一貫校の設置で成長過程にある児童・生徒の仲間作りを壊してはいけない。

〈他校種等への影響〉

- 中高一貫校実施となると、小学校卒業時点での進路判断が迫られる。小学校での指導や学習の目的意識に影響が出てくる。よい効果を期待する。
- 中高一貫教育のシステムは、中学校にとってメリットがなければならない。
- 中高を通して教育する教員には、指導法の開発等が求められ、指導力の向上につながる。他校に異動しても、大きな財産となる。
- 県内の中学校、高等学校及び中学生、高校生のモデルとなるような教育を行い、その情報などを県内の学校に発信してもらいたい。
- 中高一貫より、保幼小一貫教育を優先したい。
- 鳥取市には小中一貫校があるが、東部地区への設置の場合、どう考えるのか。
- 小学校教育に携わる者として、小中一貫教育を検討している。中高一貫教育か、小中一貫教育か矢継ぎ早の改革案にあわてている。

〈意見募集の手法〉

- 教育目標について、幅広い県民のコンセンサスを得る努力が必要であり、企業や各種団体からのヒアリングなども大切。
- 現在の鳥取県の教育制度の問題をまず提示し、その克服手段として、中高一貫校で具体的にこのように進めたいということを詳しく知らせた上で、意見募集すべき。

〈その他の意見〉

- 現在の0歳までの出生数をみれば、中高一貫校の設置の前に、高校をどう再編するかの課題解決の方が先だと考える。
- 高校の序列化が今以上に進まないか心配。
- 中高一貫校は、生徒自身の学習態度の違いによって、学年が上がるにつれて学力差が大きくなる。意欲をなくした子が心配。
- 不登校生徒を減らすことにも方策が欲しい。
- 学校教育全体を見直し、公教育が担う部分と地域や家庭が担う部分を明確にする必要がある。

鳥取県教育審議会「第一次答申」骨子

次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力
ある本県高等学校教育の在り方について
一本県における中高一貫教育の在り方について一

1 導入の意義

- 今後も、本県の児童・生徒数は減少が見込まれ、学校規模等の縮小は避けられないが、その中であっても、生徒や保護者の学校選択の幅を拡大することが大切である。
- 現在、県内には既に私立中高一貫校2校が開校しているが、公立中高一貫校の設置を求める声も強いことから、できるだけ早期に設置することが望ましい。

2 教育理念等について

【教育理念】

- 将来、本県はもとより日本や世界でリーダーとして活躍できる、高い能力を持つ人材を育成する。

【目指す教育】

- 教育理念に示す人材を育成するため、「知」「徳」「体」のバランスをとりながら、高いレベルの学びを実現する。
- 生徒の進路希望の実現に向けて、自ら学び、自らの能力を高め、自己実現を目指す意欲や態度を養い、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それらを活用し、さらに発展させた思考力・判断力・表現力等を育成する。
 - 様々なテーマに基づく探求活動に取り組み、探求心、発想力や創造力、課題解決能力等を養うとともに、本県の自然や歴史・文化、産業への理解を深めることを通して、本県への誇りや愛着と、社会の一員として主体的に行動する意識や態度を養成する。

3 設置形態等について

【設置形態】

- 既存の普通学科の県立高等学校に県立中学校を新設する併設型の中高一貫校とすることが望ましい。その際、次の点に配慮する必要がある。
 - ・中高一貫した計画的、継続的な教育活動により、生徒のさまざまな力を育成する。
 - ・高校入試のない6年間の学校生活となることから、多様な人間関係を維持するとともに、生徒同士の切磋琢磨により高い学習意欲を維持できるよう、高等学校入学段階で他の中学校からも生徒を受け入れる。

【設置校数】

- 県立中高一貫校の設置は、当面、県内に1校とする。
 - ・さらに設置するかどうかについては、設置後の成果と課題を確認し、県の財政状況などを勘案し、中学生や保護者、県民の意向等を踏まえて、改めて検討

【設置地区】

- 東部地区又は中部地区への設置が望ましい。

設置地区の決定に当たっては、次のような意見があることを踏まえた検討が必要

 - ・中部地区と西部地区には、既に私立中高一貫校が開校されていることから、東部地区への設置が望ましいとする意見
 - ・全県的な通学の利便性の観点から中部地区への設置が望ましいとする意見

4 主な留意点

- その他、次の点に留意する必要がある。
 - ・小学校教育への影響や、地域の中学校に生徒減少や学級減などの影響が予想されるため、市町村教育委員会と連携すること。
 - ・併設型の高等学校にあっては、併設した中学校あるいは他の中学校のいずれからの入学者でもスムーズに高等学校の学習に入っていけるよう教育課程等について工夫するとともに、それぞれからの入学者の人間関係等に関してきめ細かに配慮すること。
 - ・国立や私立等、県立以外で設置の動きがある場合には、配慮が必要であること。